

# 資料編

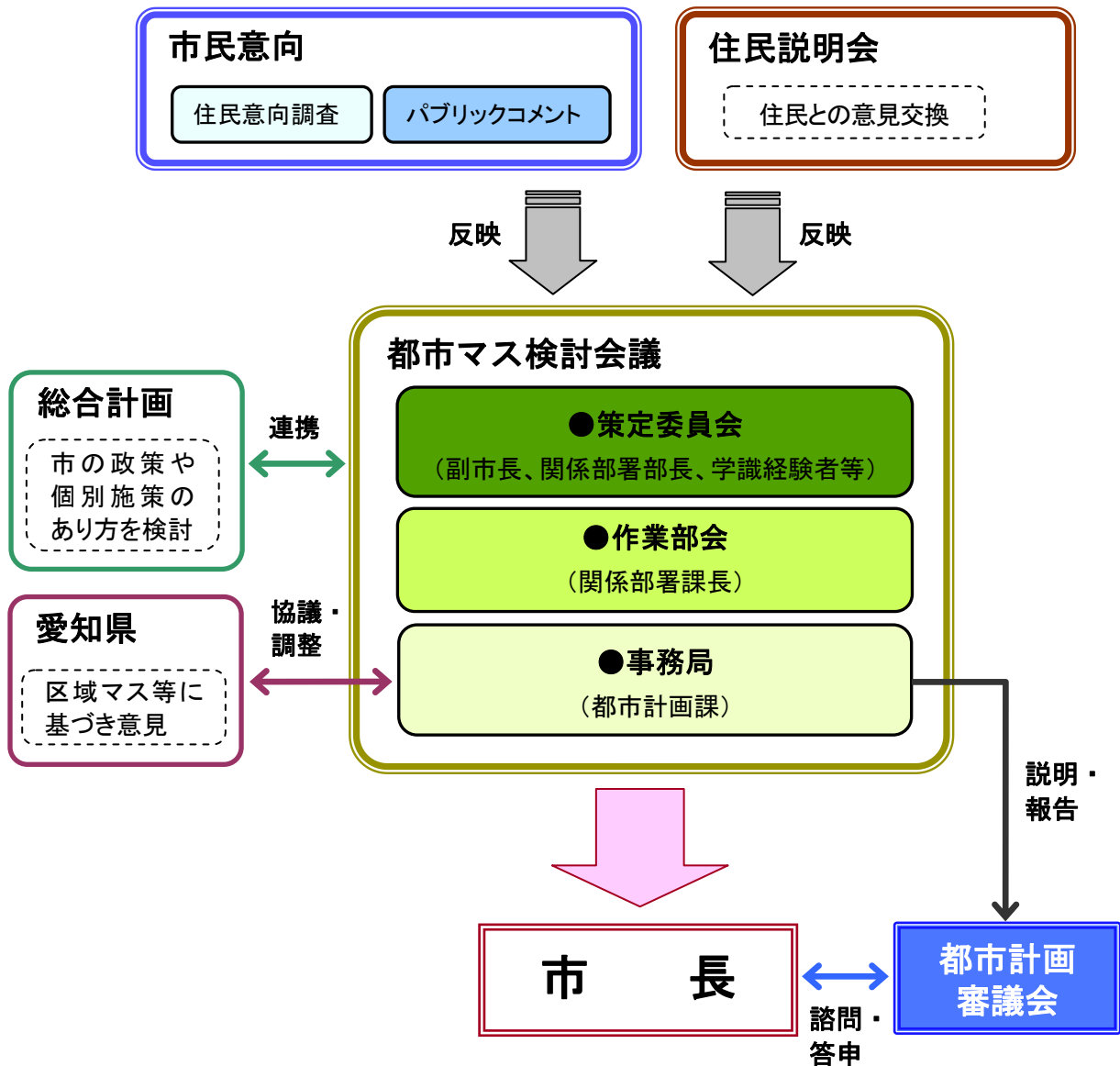


# 資料編

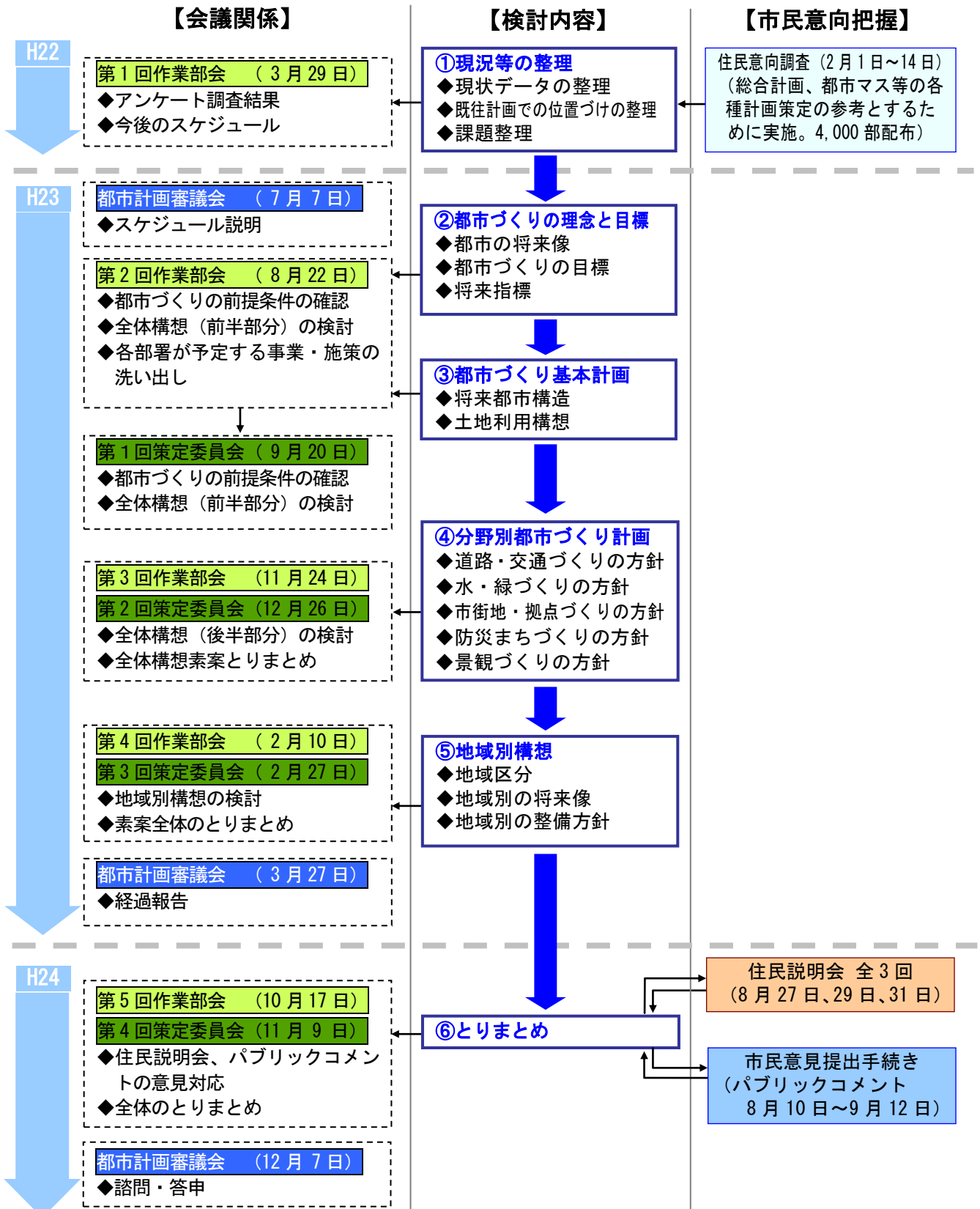


## 資料－1 当初計画策定に至るまで・・・

### 1. 検討体制



## 2. 都市計画マスタープラン検討の経緯



## 3. その他

### ①あま市都市計画審議会条例

平成 22 年 3 月 22 日  
条例第 134 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 77 条の 2 の規定に基づき、あま市都市計画審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 あま市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第 3 条 審議会は、15 人以内の委員で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、5 人以内の臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第 4 条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 市議会の議員

(2) 学識経験のある者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、平成 22 年 3 月 22 日から施行する。

## ②あま市都市計画審議会 諮問・答申

24あ都第206号  
平成24年12月7日

あま市都市計画審議会会長様

あま市長 村上 浩 司

あま市都市計画マスタープランについて（諮問）

このことについて、別添のとおり案を策定しましたので、貴審議会の意見を求めます。

担 当 建設産業部 都市計画課  
電 話 052-441-7112（直）  
F A X 052-441-8387  
E-mail toshi@city.ama.lg.jp

平成24年12月7日

あま市長 村上 浩 司 様

あま市都市計画審議会  
会 長 前 田 重 廣

あま市都市計画マスタープランについて（答申）

平成24年12月7日付け24あ都第206号で本審議会に諮問されましたあま市都市計画マスタープランについては、あま市が提示した案をもとに、専門的な見地や市民としての視点で積極的な討議を重ね、慎重に審議をした結果、あま市の新たなまちづくりの指針として適切であるとの結論を得ましたので、ここに答申します。

なお、市当局におかれましては、下記事項について特に留意され施策推進に努められるよう、本審議会として要望いたします。

記

1. 都市整備の実現に向けて、計画的に推進すること。
2. 今後のまちづくりの推進にあたっては、より一層の市民参加と情報公開に努めること。
3. 社会情勢の変化に対応し、必要に応じ見直しを行なうこと。

### ③あま市都市計画審議会 委員名簿

No.	委員氏名	備考
1	いとう よしのり 伊藤 嘉規	あま市議会議長
2	よこい としお 横井 敏夫	あま市議会副議長
3	よしかわ かげお 葦川 景男	あま市議会総務文教委員長
4	みずたに こうじ 水谷 康治	あま市議会厚生委員長
5	やしま すずむ 八島 進	あま市議会建設産業委員長
6	まえだ しげひろ 前田 重廣	美和商工会会長
7	にのみや てつや 二ノ宮 鉄弥	あま市教育委員会委員長
8	うしだ たかし 牛田 隆史	美和町土地改良区理事長
9	くめの みのる 桑野 實	七宝町土地改良区理事長
10	きむら たかし 木邨 節	あま市農業委員会会長
11	むらかみ ちよこ 村上 千代子	あま市女性の会会長
12	おおむら あつひこ 大村 敦彦	愛知県津島警察署長
13	あさの もりひこ 浅野 守彦	愛知県海部建設事務所長

## ④あま市都市計画マスタープラン策定委員会要綱

平成 24 年 4 月 25 日

あま市告示第 74 号

(設置)

第 1 条 あま市都市計画マスタープランを策定するに当たり、市民等から広く意見を聴取するため、あま市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員は、次に掲げる事項について、意見を述べるものとする。

- (1) あま市都市計画マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）の策定に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

(構成)

第 4 条 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体を代表する者又は関係団体の推薦を受けた者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、市長が依頼した日からマスタープランが策定される日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員会の会議は、委員長が議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、建設産業部都市計画課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成27年告示第149号）

この告示は、公示の日から施行する。



### ⑤あま市都市計画マスタープラン策定委員会 委員名簿

No.	委員氏名		備考
	平成 23 年度	平成 24 年度	
1	かとう てつお 加藤 哲男	同 左	名古屋産業大学環境情報ビジネス学部教授
2	くめの みゆる 糸野 實	同 左	七宝町土地改良区理事長
3	きむら たかし 木邨 節	同 左	あま市農業委員会会長
4	まえだ しげひろ 前田 重廣	同 左	美和商工会会長
5	いとう よしのり 伊藤 嘉規	同 左	あま市議会議長
6	やしま すずむ 八島 進	同 左	あま市議会建設産業委員長
7	むらかみ ちよこ 村上 千代子	同 左	あま市女性の会会長（住民代表）
8	かたおか みわこ 片岡 美和子	同 左	あま市民生委員（住民代表）
9	はら きぬよ 原 絹代	同 左	コーチング・ファシリテーター（住民代表）
10	すずき ひでやす 鈴木 秀育	同 左	愛知県建設部都市計画課長
11	ぬまの ひでき 沼野 秀樹	あさの もりひこ 浅野 守彦	愛知県海部建設事務所長
12	やまだ としお 山田 登志男	同 左	あま市副市長
13	はやかわ やすひろ 早川 安広	同 左	あま市企画財政部長
14	やまざき ゆきたか 山崎 之孝	同 左	あま市総務部長
15	すずき やすひろ 鈴木 保裕	かわうち とみかつ 川内 富勝	あま市市民生活部長
16	みずの よしまさ 水野 義正	同 左	あま市建設産業部長

### ⑥あま市都市計画マスタープラン作業部会 構成員

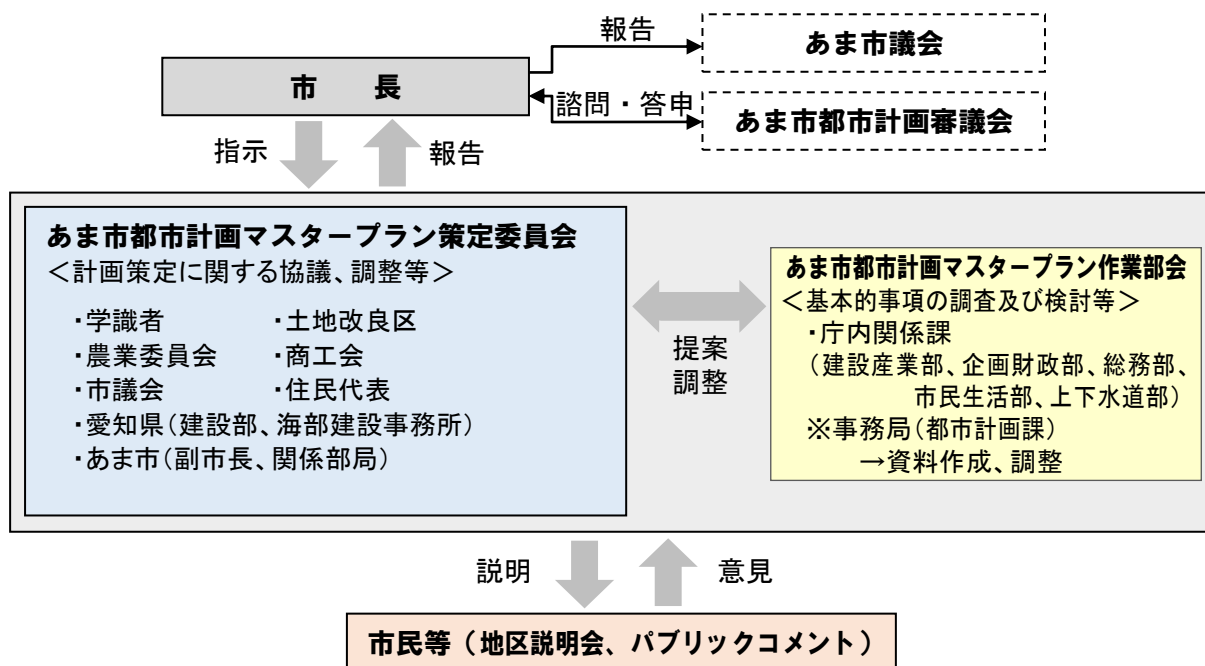
●作業部会（10名）

都市計画課長、企画政策課長、人権推進課長、安全安心課長、環境衛生課長、  
土木課長、産業振興課長、七宝焼アートヴィレッジ課長、上水道課長、下水道課長

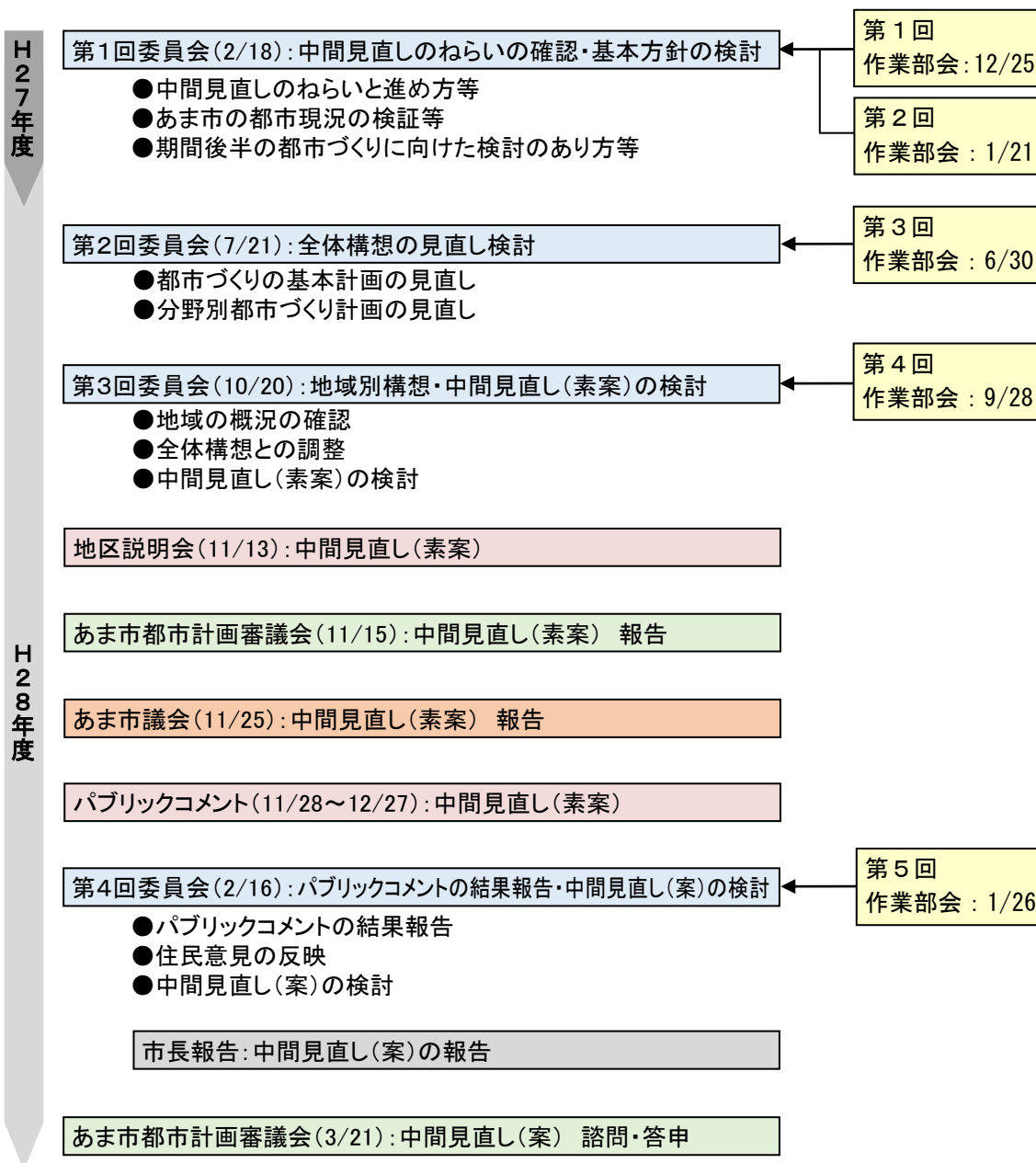


# 資料－２ 中間見直しにおける 計画改訂に至るまで・・・

## 1. 中間見直しの検討体制



## 2. 都市計画マスタープラン中間見直しの検討の経緯



### 3. その他

#### ①あま市都市計画審議会 委員名簿

No.	委員氏名	備考
1	ふじい さだひこ 藤井 定彦	あま市議会議長
2	くらはし ひろし 倉橋 博	あま市議会副議長
3	やしま すずむ 八島 進	あま市議会総務文教委員長
4	かとう ただし 加藤 正	あま市議会厚生委員長
5	かしはら いさお 柏原 功	あま市議会建設産業委員長
6	やまだ せいじ 山田 精二	あま市商工会会長
7	ほりえ てつじろう 堀江 徹二郎	あま市教育委員会委員長
8	すぎとう よしひろ 杉藤 善廣	美和町土地改良区理事長
9	むろた たかし 室田 卓史	七宝町土地改良区理事長
10	いとう たつお 伊藤 龍男	あま市農業委員会会長
11	むらかみ ちよこ 村上 千代子	あま市女性の会会長
12	まつもと ふとし 松本 太臣 とみた としひろ (富田 敏弘)	愛知県津島警察署長 (前 任)
13	わたなべ ひろき 渡辺 博喜	愛知県海部建設事務所長

## ②あま市都市計画マスタープラン策定委員会 委員名簿

No.	委員氏名	備考
1	かとう てつお 加藤 哲男	名古屋産業大学環境情報ビジネス学部教授
2	むろた たかし 室田 卓史	七宝町土地改良区理事長
3	すぎとう よしひろ 杉藤 善廣	美和町土地改良区理事長
4	いとう たつお 伊藤 龍男	あま市農業委員会会長
5	やまだ せいじ 山田 精二	あま市商工会会長
6	ふじい さだひこ 藤井 定彦	あま市議会議長
7	かしはら いさお 柏原 功	あま市議会建設産業委員長
8	むらかみ ちよこ 村上 千代子	あま市女性の会会長（住民代表）
9	かたおか みわこ 片岡 美和子	あま市民生委員（住民代表）
10	むしや たえこ 武舎 妙子	あま市まちづくり委員会委員（住民代表）
11	よこやま こうたろう 横山 甲太郎	愛知県建設部都市計画課長
12	わたなべ ひろき 渡辺 博喜	愛知県海部建設事務所長
13	こいで はるお 小出 春夫	あま市副市長
14	はやかわ やすひろ 早川 安広	あま市副市長
15	ごとう みぎとし 後藤 幹寿	あま市企画財政部長
16	よしかわ しんいち 基川 晋市	あま市総務部長
17	よこた ひでつぐ 横田 秀次	あま市市民生活部長
18	かとう みつる 加藤 満 おおひら えつじ (大平 悦司)	あま市建設産業部長 (前 任)
19	おおしま じゅんじ 大島 純二	あま市上下水道部長

## ③あま市都市計画マスタープラン作業部会 構成員

### ●作業部会（10名）

都市計画課長、企画政策課長、人権推進課長、安全安心課長、環境衛生課長、  
土木課長、産業振興課長、七宝焼アートヴィレッジ課長、上水道課長、下水道課長

## 資料－3 用語集

	用 語	掲載頁	
「ア行」	愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果 あいちけんとうかいじしん・とうなんかいじしん・なんかいじしんとうひがいよそく ちょうさけつか	東日本大震災を教訓に、これまでの地震被害予測調査を最新の知見に基づいて見直し、今後の防災・減災対策の効果的な推進に資することを目的に、愛知県が実施した被害予測調査の結果のこと。	1
	愛・道路パートナーシップ事業 あい・どうろぱーとなーしっぴぎぎょう	地域に愛される快適な道路環境づくりを進めるために、住民・企業等による道路の清掃活動を県・地元市町村が支援する愛知県版のアダプトプログラムのこと。	42
	空き家 あきや	人の住んでいない家のことで、防災や防犯、環境衛生上、周辺環境に悪影響を与えることが懸念されている。	28, 62, 63, 70, 76, 77, 84, 91, 98
	アクセス あくせす	接近すること。	11, 31, 38, 64, 69, 79, 83, 93, 97
	アダプトプログラム あだぶとぶろぐらむ	住民、企業等が道路・公園等の公共施設の里親（アダプト）となり、その清掃・手入れを定期的に行う仕組みのこと。	42
	あま市污水適正処理構想 あましおすいてきせいしよりこうそう	あま市全域を対象とした効率的かつ効果的な污水处理施設の整備を行うために、污水处理施設（下水道、合併処理浄化槽等）の整備予定区域等、今後の整備方針を示した構想のことで、平成27年に見直し。	8, 42
	あま市人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略 あましじんこうびじょん・まち・ひと・しごとそうせいそうごうせんりやく	「第1次あま市総合計画」に掲げる市の将来像「人・歴史・自然が綾なすセーフティー共創都市“あま”」の実現に向けた施策の中で、特に人口減少対策に効果が見込まれる施策の一層の推進を図ることを目的に、平成28年2月に策定した、人口の現状を分析、把握して将来を展望する「あま市人口ビジョン」と、人口減少対策により地域を活性化する「あま市まち・ひと・しごと創生総合戦略」のこと。	2

	<p>あま市宅地開発等に関する指導要綱 あましたちかいはずつとうにかんするしどうようこう</p>	<p>良好な住環境を確保し、快適な都市環境の実現を図るために、中高層集合住宅等の建設行為に対して定めたあま市独自の基準のこと。</p>	42, 52
	<p>あま市本庁舎基本構想・基本計画 あましほんちょうしゃきほんこうそう・きほんけいかく</p>	<p>新たな本庁舎の建設候補地を整理するとともに、本庁舎整備の基本構想・計画を定めたもの。平成27年3月に策定。</p>	1
	<p>井領 いりょう</p>	<p>幅員拡大など、道路や水路の利便性向上のため、関係地権者が土地を提供すること。</p>	45, 48
	<p>IC（インターチェンジ） いんたーちえんじ</p>	<p>高速道路等の出入り口。</p>	36, 59, 61
	<p>インフラストック いんふらすとっく</p>	<p>公的機関によって整備された道路・公園・水道などの社会資本の量のこと。</p>	11, 34
	<p>雨水貯留・浸透施設 うすいちよりゅう・しんとうしせつ</p>	<p>河川への雨水の流出を抑制するため、敷地に降った雨を一時的に貯留し、または地下へと浸透させる施設のこと。例えば、雨水調整池や雨水浸透枳。</p>	52
	<p>屋外広告物法 おくがいかうこくぶつほう</p>	<p>良好な景観の維持や危害防止のために、屋外広告物の表示場所・表示方法等を規定した法律のこと。</p>	56
	<p>液状化 えきじょうか</p>	<p>地震によって、地下水位の高い砂地盤が一時的に液体状になってしまう現象のこと。</p>	52
「力行」	<p>街区公園 がいくこうえん</p>	<p>都市公園法に基づく、歩いて行ける範囲の居住者のために設置される都市公園の一つ。半径250m程度の街区に居住する人々が利用する0.25haを標準とした公園のこと。都市公園としては、規模や誘致圏に応じて、その他に、近隣公園や地区公園等がある。</p>	8, 41



開発許可制度 かいほつぎょかせいど	無秩序な市街化の抑制や良好な宅地水準を確保するため、都市計画法に基づき、一定の宅地開発等に対して都道府県知事等の許可を義務づける制度のこと。	47, 48
幹線道路 かんせんどうろ	一般的に、交通の流動が多く、重要度が高い道路のこと。	7, 8, 11, 20, 26, 28, 29, 30, 31, 32, 35, 36, 37, 38, 51, 57, 59, 63, 64, 65, 66, 77, 79, 80, 81, 87, 91, 92, 93, 94
狭あい道路 きょうあいどうろ	幅員4メートル未満の道で、一般の用に供されているもののこと。	12, 51, 62, 67, 70, 76, 81, 84, 95, 98
狭さく きょうさく	自動車通行速度の抑制など、交通安全対策の一環として、車道を部分的に極端に狭くするために設置する杭等のこと。	38
拠点 きよてん	活動の足場となる重要な地点のこと。	4, 23, 45, 46, 48, 55, 63, 65, 66, 77, 80, 81, 88, 91, 94
緊急輸送道路 きんきゆうゆうそうどうろ	地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うために、防災拠点を相互に連絡する道路のこと。愛知県地域防災計画では、国県道のなかから、重要度に応じて第1次と第2次が設定されている。	9, 51, 52
景観 けいかん	風景、景色のこと。	4, 6, 7, 9, 19, 26, 31, 55, 56, 60, 64, 70, 78, 79, 87, 88, 92
公共交通人口カバー率 こうきょうこうつうじんこう かばーりつ	総人口や高齢者人口あたりの公共交通利用圏域（鉄道駅から800m、バス停から300mに設定）に含まれる人口の割合のこと。	11

	<p>公共下水道 こうきょうげすいどう</p>	<p>下水道法に規定されるもので、市街地における下水（雨水、汚水）を排除し、処理する施設のこと。市町村が設置・管理する単独公共下水道と、県が設置・管理する流域下水道をいい、あま市では、日光川下流域下水道の整備計画がある。</p>	<p>40, 42, 60, 69, 73, 83, 87, 97</p>
	<p>公共施設等総合管理計画 こうきょうせつとうそうごうかんりけいかく</p>	<p>地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための計画のこと。</p>	<p>12</p>
	<p>コミュニティ こみゆにてい</p>	<p>共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域や、人々の集団のこと。</p>	<p>5, 9, 21, 26, 28, 32, 34, 47, 48, 76, 79</p>
「サ行」	<p>市街化区域 しがいかくいき</p>	<p>都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的・計画的に市街化を図るべき区域のこと。愛知県の場合、都市計画区域のすべてが、市街化区域または市街化調整区域（下述）に分類される。</p>	<p>7, 8, 9, 10, 11, 22, 26, 28, 34, 42, 45, 46, 47, 48, 59, 70, 73, 87, 97, 98</p>
	<p>市街化調整区域 しがいかちょうせいいくいき</p>	<p>都市計画区域のうち、市街化の抑制を図るべき区域のこと。</p>	<p>8, 9, 10, 11, 22, 26, 28, 31, 32, 45, 47, 48, 59, 64, 73, 78, 79, 87, 92</p>
	<p>自主防災組織 じしゅぼうさいそしき</p>	<p>自主的な防災活動を実施することを目的として、学区、町内会、自治会等を単位として組織されるもののこと。</p>	<p>50, 53</p>
	<p>自然環境保全地域 しぜんかんきょうほぜんちいき</p>	<p>自然環境保全法に基づき、自然環境を保全することが特に必要な地域として指定される地域のこと。</p>	<p>9, 41</p>
	<p>自然環境保全法 しぜんかんきょうほぜんほう</p>	<p>自然環境の適正な保全を総合的に推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、必要な開発規制等を規定した法律のこと。</p>	<p>41</p>
	<p>人口動態 じんこうどうたい</p>	<p>一定期間中における人口の変動のこと。出生・死亡・転入・転出などがその要因となる。</p>	<p>6, 10, 13, 90</p>

	寺叢 じそう	樹木が茂り、植生が豊かな境内地のこと。	9, 73
	準防火地域 じゆんぼうかちいき	自治体が必要に応じて活用できる都市計画制度。火災発生時の延焼拡大を防止するために、建築物を耐火構造にするなどの義務づけを行う地域のこと。	52
	生産緑地地区制度 せいさんりよくちくせいど	自治体が必要に応じて活用できる都市計画制度。農林漁業と調和した都市環境の保全、公害や災害の防止等に寄与する市街化区域内の農地等について、計画的な保全を図るべく指定するもの。	42
	生物多様性 せいぶつたようせい	様々な生物が存在している様子のこと。	19, 25, 41
	ゼロメートル地帯 ぜろめーとるちたい	地盤沈下等によって、海拔0メートル以下に低くなった土地のこと。	6, 51
	ゾーン ぞーん	地帯、区域、範囲のこと。	24, 26
「夕行」	第1次あま市総合計画 だいいちじあましそうごうけいかく	地方自治法に基づき、あま市における、総合的かつ最も基本的な市政の方向性を示した計画のことで、平成23年度末に策定。	16
	多自然川づくり たしぜんかわづくり	洪水等に十分耐えられることを前提としながら、本来の自然の川の状態に近い形で改修工事を行うもの。	41, 70, 83, 97
	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 ちいきこうきょうこうつうのかっせい かおよびさいせいにかんするほうりつ	地域公共交通の活性化及び再生を図ることを目的に、市町村が公共交通事業者等と協力し、相互に密接な連携を図りつつ主体的に地域公共交通の活性化・再生に取り組むことを定めた法律のこと。	1
	地域防災計画 ちいきぼうさいけいかく	災害対策基本法に基づき、都道府県や市町村が地域の実情に即して作成する、災害対策全般についての基本的な計画のこと。愛知県では平成23年に一部修正、あま市では平成23年3月に策定。	51, 52

<p>地区計画制度 ちくけいかくせいど</p>	<p>自治体が必要に応じて活用できる都市計画制度。良好な住環境の確保等のため、地区の特性に応じたきめの細かいまちづくりのルール（敷地の使い方、建築物の用途や形態、道路・公園の位置等）を定め、計画的により良い環境へと誘導する制度のこと。</p>	<p>22, 45, 46, 47, 48, 52, 56</p>
<p>低未利用地 ていみりようち</p>	<p>その場所にふさわしい利用がなされていない土地のこと。特に、市街化区域内に位置しながら、建築物の立地など、都市的な利用が図られていない土地（田、畑、山林等）を指す。</p>	<p>7, 18, 22, 28, 45, 46, 60, 70, 74, 84, 88, 98</p>
<p>D I D地区 でいあいでいちく</p>	<p>国勢調査において設定される統計上の地区のことで、日本語では人口集中地区という。人口密度の高い基本単位区（人口密度が1km<sup>2</sup>あたり4,000人以上）が互いに隣接して人口5,000人以上となる地区を指す。</p>	<p>8</p>
<p>統合庁舎方式 とうごうちょうしゃほうしき</p>	<p>3庁舎（本庁舎・七宝庁舎・甚目寺庁舎）を統合して、1箇所に行政機能等を集約する方式のこと。</p>	<p>12</p>
<p>特定都市河川浸水被害対策法 とくていとしかせんしんすいひがいたいさくほう</p>	<p>浸水被害の防止を目的に、浸水被害を起こす特定の河川と流域を指定し、雨水の貯留・浸透設備の整備等の措置を規定した法律のこと。あま市関連では、新川が法に基づく特定都市河川流域に指定されている。</p>	<p>52</p>
<p>都市基盤 としきばん</p>	<p>道路、公園、水路等の日常生活・都市活動の基盤となる施設のこと。</p>	<p>8, 18, 45, 46, 50, 52, 59, 70, 73, 84, 98</p>
<p>都市計画 としけいかく</p>	<p>土地利用や、都市施設（道路、公園等）の整備、防災等についての計画のこと。</p>	<p>1, 2, 3</p>

<p>都市計画区域 としけいかくいき</p>	<p>市町村の行政区域にとられず、実際の都市の広がりやを考慮したなかで、一体的に整備、開発し、保全する必要がある区域として、都道府県が指定するもの。都市計画区域内では、開発・建築行為に対して基本的な制限の適用を受け、用途地域をはじめとした都市計画制度の活用も可能となる。あま市は、名古屋市を中心とした名古屋都市計画区域（11市5町1村）に属す。</p>	<p>3</p>
<p>都市計画道路 としけいかくどうろ</p>	<p>都市計画法による一定の手続きを経て計画決定される道路のこと。都市計画決定された路線の区域内では、円滑な施設整備のために一定の建築制限が適用される。愛知県内の都市計画道路は、その機能に応じて、自動車専用道路、主要幹線道路、都市幹線道路、地区幹線道路、補助幹線道路に区分されている。</p>	<p>7, 8, 38, 46, 51, 55, 60, 65, 73, 74, 80, 87, 88, 93</p>
<p>都市計画法 としけいかくほう</p>	<p>都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的とした都市計画に関する法律のこと。</p>	<p>2, 9, 28, 56</p>
<p>都市圏 としけん</p>	<p>一般的に、核となる都市及びその影響を受ける周辺都市をひとまとめにした地域の集合体のこと。</p>	<p>35, 36, 64, 65, 79, 93</p>
<p>都市構造 としこうぞう</p>	<p>都市の骨格のこと。都市の中心地はどこか、都市活動の軸となるのはどの路線か、といった都市の重要な構成要素、特徴を総じて指す。</p>	<p>24, 34, 55</p>
<p>都市再生整備計画事業 としさいせいせいびけいかくじぎょう</p>	<p>地域住民の生活の質の向上や、地域経済・社会の活性化を図るために、平成16年度に創設された国土交通省所管の補助事業制度のこと。</p>	<p>8, 46, 84</p>
<p>都市再生特別措置法 としさいせいとくべつそちほう</p>	<p>急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応することを目的に、都市機能の高度化および都市の居住環境の向上を図るための特別措置等を定めた法律のこと。平成26年8月に一部改正されたことにより、市町村が立地適正化計画を策定できるようになった。</p>	<p>1</p>

	都市施設 とししせつ	道路、公園・緑地、下水道など、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するために必要な施設のこと。特に、都市計画法に基づき定める各種施設の総称を指す。	8
	土地区画整理事業 とちくかくせいりじぎょう	公共施設の整備・改善や、宅地の利用の増進を図るために、土地の区画形質の変更や、道路、公園等の公共施設の新設・変更を行う事業のこと。	8, 22, 45, 46, 70, 84, 97, 98
	土地利用規制 とちりようきせい	土地を利用する場合における「決まり」や「制限」のこと。都市計画法をはじめとした各種法律に基づくものや、地方自治体が条例で定めるものがある。	3, 9
「ナ行」	内水排除施設 ないすいはいじょしせつ	内水（堤防で守られた地域等に溜まった水）を排除する施設のこと。	51, 52
	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 なんかいとらふじしんにかか るじしんぼうさいたいさくのすいしん にかんするとくべつそちほう	南海トラフ地震から人命を守るため、最大の課題である津波避難対策をはじめハード・ソフト両面からの総合的な地震防災対策の推進を図ることを目的に、南海トラフ地震防災対策推進地域の指定や津波避難対策を充実・強化するための財政上の特例措置等を定めた法律のこと。あま市は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。	1
	ニーズ にーず	要求、需要のこと。	8, 9, 18, 40, 41
	ネットワーク ねっとわーく	個々のつながり、網状に広がる様子のこと。	6, 8, 19, 23, 41, 65, 80, 83, 93
	農業振興地域 のうぎょうしんこうちいき	農振法に基づき、農業の振興を図ることが必要であると認められる地域として、都道府県知事が指定するもの。農業振興地域内では、その主旨に沿った利用がなされていないものについて、勧告の対象となる。	9, 42
	農振法（農業振興地域の整備に関する法律） のうしんほう（のうぎょうしんこうちいきのせいびにかんするほうりつ）	農業の振興が必要と認められる地域について、その振興のために必要な各種施策の基本を規定した法律のこと。	41, 56

	農用地区域 のうようちくいき	農振法に基づき、農業振興地域のうち、概ね10年先を見越して積極的に農地保全を図るべき地域として指定するもの。農用地区域では、農地転用や開発行為が厳しく制限される。	42
「ハ行」	ハザードマップ はざーどまっぷ	地震、水害等の自然災害の被害を予測し、その被害範囲を示した図面のこと。	52
	バリアフリー ばりあふりー	障害者や高齢者の生活に不便な障害（道や床の段差等）を取り除こうという考え方のこと。	17
	文化財保護法 ぶんかざいほごほう	文化財の保存と活用のために必要となる事項を規定した法律のこと。	56
「マ行」	まち・ひと・しごと創生法 まち・ひと・しごとそうせいほう	少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的に、まち・ひと・しごと創生総合戦略の作成等を定めた法律のこと。	1
「ヤ行」	遊水・保水機能 ゆうすい・ほすいきのう	遊水機能とは、河川沿いの田畑等において、雨水や河川の水を一時的に貯留する機能のこと。保水機能とは、雨水が地中に浸透する機能のこと。	52
	ユニバーサルデザイン ゆにばーさるでざいん	年齢や障害の有無等に関わらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインすること。	17

	用途地域 ようどちいき	自治体が必要に応じて活用できる最も基本的な都市計画制度。都市の環境保全や利便の増進のために、建物の用途について一定の制限を行うもので、住居系（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域）、商業系（近隣商業地域、商業地域）、工業系（準工業地域、工業地域、工業専用地域）に類別される。市街化区域内であれば、いずれかの用途地域に必ず指定される。	46
「ラ行」	立地適正化計画 りちてきせいかけいかく	医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりを促進する計画のこと。	13
	リニア中央新幹線工事実施計画 りにあちゅうおうしんかんせん こうじじっしけいかく	全国新幹線鉄道整備法第9条に定められた事項に基づき、東海旅客鉄道株式会社が国土交通省に許可申請した中央新幹線品川・名古屋間における工事実施計画のこと。	1
	旅客流動量 りよきやくりゆうどうりょう	鉄道を利用する人の量のこと。	11
	ロードサイド ろーどさいど	道路沿いのこと。ロードサイド型の施設は、一般的に、車による利用を想定し、駐車場を備えたものを指す。	30, 59, 63, 77, 91
「ワ行」	ワークショップ わーくしょっぷ	学びや、問題解決等のための会議手法の一つ。一般的には、参加者が自発的に作業や発言を行える環境が整った場において、ファシリテーターと呼ばれる司会進行役を中心に、参加者全員が体験するものとして運営される形態を指す。	9







# あま市都市計画マスタープラン

平成 29 年 3 月改訂

(案)